

新宿区教育委員会会議録

平成21年第5回定例会

平成21年5月1日

新宿区教育委員会

## 平成21年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成21年5月1日(金)

開会 午後 2時05分

閉会 午後 3時45分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	白 井 裕 子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事 兼			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世志子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

## 議事日程

### 報 告

- 1 学校の情報化の推進について（副参事「新図書館・学校情報化推進担当」）
- 2 確かな学力の育成に関する意識調査の報告について（教育指導課長）
- 3 区立幼稚園つどいのへやの開設について（学校運営課長）
- 4 第22回西戸山地区中学校統合協議会について（教育施設課長）
- 5 新型（豚）インフルエンザに対する対応について（教育政策課長）
- 6 その他

## 開 会

木島委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

熊谷委員 はい。

木島委員長 まず、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることになっております。

第4回定例会において、委員長職務代理者の指定をしておりますので、本日皆様のお座りの席を議席とさせていただきます。

## 報告5 新型（豚）インフルエンザに対する対応について

木島委員長 それでは、本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。都合により、まず報告5について説明を受け質疑を行い、その後報告1から報告4までについて一括して説明を受け質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 私のほうからは、新型（豚）インフルエンザに対する対応についてということで、御報告をさせていただきます。

資料は報告5でございます。この間、いろいろ新聞報道もしくはニュースなどで、新型（豚）インフルエンザに対しての国等の対応が刻々と報告されてございましたが、実は私ども区におきましても、4月27日の午前10時ごろ区政運営会議がございまして、その後危機管理対策会議が開催されました。そこで、新型（豚）インフルエンザの情報が伝達されまして、まず職員に渡航自粛などの職員向けの一定の周知がございました。それを受けまして、その後何回か危機管理対策会議が開かれ、またそこで担当者会議なども開かれまして、新宿区における対応が刻々と検討されてきた経緯がございます。

そういった中で、実は4月28日の午後9時以降でございますが、東京都の教育指導部のほうから区市町村の教育委員会あてに、各学校における豚インフルエンザ発生に伴う学校の対応につきまして、一定の指示がございました。私ども、当然区としての対応を検討している中で、東京都の連携も必要でございますので、この内容を受けまして4月30日の午後にお昼

ごろですが、各区立の小中学校、特別支援学校、そして区立幼稚園、こども園あてに対応を指示したところでございます。それが報告5の2枚目についている資料でございます。こちらのほうで、今回のインフルエンザの発生に伴いまして、国内発生期におきましては、発生地域が東京都以外であっても感染者との接触が考えられる場合などの発生状況によっては、臨時休業の措置を行う場合があること、また都内流行期においては、原則臨時休業の措置を行うことになることについて、保護者へも周知していただきたいというような内容でございましたので、取り急ぎ保護者あての周知文書もつくりまして対応したところでございます。

2枚目のほうの資料は、情報収集提供及び感染予防指導の徹底、そして2番目に幼児、児童、生徒の健康状態等の把握の徹底、保護者への注意喚起、また学校運営体制の整備、これは海外発生に続いて、国内、都内発生に至ることを想定して、教職員が出勤できない状況での連絡体制の検討ということでございますが、そして家庭との連絡体制の整備、緊急時に確実に家庭と連絡がとれるよう、第2、第3の連絡先を確認しておくなどということ。また、電話連絡網のほかに、ホームページ等、学校からの情報伝達の手段を複数確保しておくことなどです。そして、臨時休業になった場合の課題の準備をするようにと、その後保健所と学校医との連絡体制についての確認などの指示をしたところでございます。

そして、報告5とあるほうが、保護者各位あての文書でございます。一番目には、飛沫感染・接触感染に対する予防の徹底。そして、2番目には正確な情報に基づく冷静な行動をとということで、裏面文書を参考に適切な対応をお願いしますということで、裏面を見ていただきますと、4月30日現在の新型（豚）インフルエンザ対策で、これは健康部が発出している文書でございますが、感染しないために日常生活で気をつけたいこと。また、どのような症状が出るのか、そして海外から帰国して発熱した場合の対応、また一般の相談や問い合わせの場所は保健所、保健予防課、各保健センター、そして症状のある方は発熱センターへ相談をとということで記載してある内容でございます。また、国内で発生した場合のお知らせなども載っております。

こういったものを配って、これを参考に適切な対応をお願いします。また、そのほかホームページなどでも刻々と情報が出ておりますので、そちらのほうも御参考にとということでございます。そして、患者が都内で確認された場合は、当然区長としての判断もありますし、それを受けまして、区教育委員会の指示に基づき、学校が長期の臨時休業になる可能性もあることを御案内したところでございます。

私のほうからは、簡単でございますが以上です。また、すみません。それに伴いまして、

そのほか学校保健の立ち場から、学校運営課長も各学校あてにインフルエンザが発生した場合の対応、通常一般文書としてございますけれども、そういったことのご案内もしてございます。そして、私立幼稚園にも同様に御協力をお願いするというところで、同様の文書を発出しているところでございます。

以上です。

木島委員長 説明が終わりました。

報告5について、御質疑のある方はどうぞ。

これは、当然の話だろうと思うんですが、こういういわゆる家庭への注意事項の中に、できるのかできないのかわかりませんが、できるだけ事情が許せる場合であれば、自粛をするよという文書というのは送れないものですかね。それと、特に小さい子どもほど危険なわけですから、そこら辺のところも考え合わせて、幼稚園児だとか、そこら辺のところは問題になると思うんですけれどもね。それはいかがですか。

教育政策課長 流行地への渡航の禁止・自粛ということでございますが、職員に対しては、できるだけ自粛していただくよというところで、文書を発出しているところでございますけれども、やはり一般の御家庭の皆様方につきましては、あくまでも協力の依頼ということであろうかとは思いますが、これが今回弱毒性ということもございまして、国のほうも強力な体制をとらず、少し緩やかな部分も多少ございます。それは、やっぱりWHOのフェーズ4のときの対応のときに、海外では流行しているわけですが、かといって国境封鎖や渡航禁止まで至るようなものではないよという考え方も出されているよということもございまして、そういったことを受けて、国としても多少そのところまでは強力で進めてはいないよではないかというふうには思われます。

ただ、今後弱毒ではなく、本当に強烈な毒性のある鳥のインフルエンザとか、別な流行するよ感染病の場合は、また違った対応がとられるよではないかと思っておりますが、とりあえず今のところ、学校のほうには帰国したお子さんがいたときに、その健康状態をきちんと把握するよよというよことは指導していきたいと思っております。

以上です。

木島委員長 この文書を読むと、帰国時の体温だとか、健康状態に気をつけてほしいよことしか読めないよです。やっぱり、帰国してから潜伏期間があるわけですから、10日間なり、その間よよというよ、それを加えるべきだと思いたがね。

それと、やっぱり弱毒であるよというよ、今のところの推定であって、これが大量発生した

場合には、インフルエンザのことですから途中でいわゆる型が変わるといっておかしいですけども、毒性が変わるとい可能性は非常に大きいんで、注意にこしたことはないという感じがするんですね。だから、十分そこら辺のところも気をつけていただきたいと思いますかね。

ほかに、はいどうぞ、松尾委員。

松尾委員 新宿区立小・中・特別支援学校長殿あてという、新宿区教育委員会教育指導課長からの文書がありますが、その中の3項目めの保護者への注意喚起という項目がございますが、そこに国内発生期には教育委員会の指示により、学校が長期の臨時休業になる可能性もあることなどについて周知することというふうにあります、長期の臨時休業になるといいですか、これを判断するのはだれが、いつ、どのように行うのか、これは教育委員会の指示によりとここには書いてありますけれども、場合によっては学校長が判断することもできるのか、そういった点について御説明いただければと思います。

木島委員長 どうぞ、指導課長。

教育指導課長 これにつきましては、先般都立学校長が実は東京都教育委員会のほうに集められております。その場で、学校が長期の臨時休業になる可能性があるという、その指示が出ております。

基本的に、私どものところにも、東京都のほうから恐らく、私どもが指示を出すより早く指示が来るものを思われます。なお、それに関しましては、これは記録もされるわけですが、未確認ながら大変長期にわたる可能性があるというような発言もあったやに聞いております。

ただし、何分にもこのインフルエンザ自体の情報が大変時々刻々変わっておりますので、今後どのようになるかわからない。ただし、今現在想定されるところでは、当然新宿区教育委員会としても判断することは可能ですけれども、恐らくその前に東京都教育委員会のほうから指示がまいります。

なお、病気になって学級閉鎖、学校閉鎖を行うというときには、基本的にはこれは学校長が行うことは可能でございます。

以上でございます。

木島委員長 はい。

教育政策課長 すみません、ちょっと補足説明させていただきますけれども、インフルエンザが通常発生した場合は、学校長が出席停止をするわけですが、臨時休業というようなことに

なると、学校設置者の判断ということになっておりますので、学校設置者ということは区長ということになるかというように思っております。

木島委員長 はい、どうぞ白井委員。

白井委員 同じく、第5項と7項で、いわゆる連絡体制の整備についてお聞きします。

今、指導課長のほうが、教育委員会としては都の教育委員会というような形の連絡ということの御説明ありましたが、全体的にまず連休中の緊急連絡体制がどういう形になっているのか、それはきのうの夜の記者会見でも、舛添さんが横浜市と連絡がつかないというような感じの危機管理体制を、ちょっと不満げに言っていましたけれども、全体的なまず区の中の体制と、それから教育委員会として学校との連絡体制がどうなっているか、それから学校自体が教職員との連絡体制がどうなっているのか、それとあとここで言っている保護者との連絡体制と、その辺のところをまとめて御説明いただければと思います。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育政策課長 そういったことが東京都から連絡が来るような場合は、まず保健所の予防課長に一報が入ります。ただ、職場の連絡先だけですと、夜間とか休日は連絡できませんので、携帯電話を持っておりますので、携帯電話で連絡を入れるというようになっておりまして、その連絡網ができ上がっております。それをそれぞれ各保健センター、そして区長、そして副区長、さらには総務課長というようにそれぞれ連絡網が流れておりまして、危機管理課長にまず連絡が行くような体制ができ上がっております。

そして、危機管理課のほうから総務課長に連絡が来、総務課長のほうから私に連絡が来るようになっております。それも携帯の連絡のほうに来ると。自宅にいる場合もありますが、自宅に連絡がつかない場合もございますので、そういうふうな形で今連絡網をつくり、私のほうから次長と教育長、そして関係課長にすべて連絡が行く体制になっております。

そして、指導課長のほうから小中学校の学校長あてにそれぞれ連絡が行く。学校は学校で、会長校のほうにまず連絡が行きまして、会長校のほうから各学校あての連絡網がありますので、その連絡網で回すという形になっておりまして、4月30日付で連絡網をつくりまして、危機管理課のほうに報告してございますので、万が一があったときは、自宅もしくは携帯電話番号にそれぞれ皆さんオープンにしておいていただくというような体制をとっております。

木島委員長 ほかに。

白井委員 あと、その次は学校内部、各学校と家庭との連絡体制という点を。

木島委員長 指導課長。

教育指導課長 それでは、つけ加えさせていただきます。今の政策課長につけ加えますと、校長先生、副校長先生、教頭先生の御了解をいただきまして、御協力いただきまして、学校及び自宅及び携帯電話の番号を、副校長先生、教頭先生まで私どものほうでちょうだいいたしました。ということで、いずれかの管理職の方には、即座に連絡がつくといった体制になってございます。

また、各学校ごとに今、政策課長が申しましたとおり、校内におけるいわゆる教職員関係の連絡網をつくっておりますので、連絡がつく体制になってございます。

また、各家庭へは、これまた若干学校によって連絡体制が違うございます。メール配信を行っているところもあれば、いわゆる電話連絡網という形のものをつくっているものもありますけれども、いずれにいたしましても、何らかの方法で各家庭に連絡がつくという体制にはなっているということで、またこの昨日発出いたしましたペーパーをもとに、連絡をつけるような状態をとということでお願いをしたところでございます。

以上でございます。

白井委員 ありがとうございます。

木島委員長 はい、どうぞ羽原委員。

羽原委員 この数字ではないんですが、メキシコとか豚とか、そういうキーワードの風評被害が出てこないように、特に小中学校あたりはちょっと気を使ってもらいたい。というのは、香港風邪のときに香港人から聞いたんですけども、香港は国際社会でいろいろ迷惑をこうむったと。何も香港だけじゃないのという話がある。

それから、豚はテレビで見ていると、エジプト、イスラムもエジプトは豚を全部もともと食べないから、外国人向けにつくっている豚は全部殺すという、そうすると、やっぱり宗教との絡みでいくと、若干豚に対する思いというものが違うものがある。それから、食肉組合も何か声明を出したというような、全く枝葉かもしれないけれども、一応小中学校で何かないように御配慮いただきたい。

教育指導課長 ちょうど、お昼にインターネットを見ておりましたら、まさに今お話しただきましたようなことだと思えますが、豚インフルエンザという言い方をこれからはしないということで、新型インフルエンザ、インフルA型と呼ぶというような、そのようなことが載っておりました。まさに、今の御指摘のような配慮のもとだと思えますので、学校のほうでそういうようなことがないように、十分これから注意してまいりたいと思えます。

以上でございます。

木島委員長 これは、休み中というのは余り問題ないと思うんですよ。休み明けのほうが問題になると思うんですね。だから、休み明けは十分に学校とも気をつけて、児童の健康状態をチェックしてもらおうということが一番大事なかなと思いますね。

いわゆる豚インフルエンザという名前が、今回出てしまったというのは、やっぱり鳥インフルエンザと同じように発生源、それが鳥同士の間ではやっていた鳥の間のインフルエンザが人間にということなんで、この豚インフルエンザというのも豚の間にはやっていたインフルエンザは前からあったわけですから、その発生源のほうから豚インフルエンザという名前がついてしまったわけですね。これはもういわゆる世界じゅうに広がったというので、別の名前に変えましょうということですよ。本当に、スペイン風邪というのも、非常にスペインの人が迷惑したという話もあるわけですから、そういう配慮は必要かと思いますね。

ほかに、はいどうぞ松尾委員。

松尾委員 流行地から帰国する幼児、児童、生徒への対応については、区教育委員会、学校運営課と連携して適切に行うようにするというので、一方保護者に配布された裏面のほうを見ますと、海外から帰国して発熱したら、海外からの帰国者と接触して発熱したら発熱相談センターに連絡してくださいというような注意が書いてありますが、やはり海外から帰国した場合には、潜伏期間に相当する期間外出しないように、ほかの人と接触しないようにという注意を、潜伏期間が実際どのくらいなのかということも込めて、周知するべきではないかと私は思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育政策課長 確かに帰国してから潜伏期間があった、そのときに熱が出ていれはすぐですけども、熱が出ていない場合の登校を控えるようにというような案内かということだとは思いますが、そのところはまず戻ってこられるときに、まずは検疫所で一たんそこで熱があるかどうか、そこを確認しますし、そこを経由してまだ潜伏期間中であれば熱が出ていないわけですので、そのところで保護者あてにその部分をどういうふうに周知するのか、全保護者というよりはむしろ流行地にでかけていった、そういう御家庭の児童・生徒ということかとは思いますが、そのところは今からどのような対応ができるのかは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

場合によったら継走で、そういう児童がいるのかどうかも含めて確認した上で、保護者への協力を依頼するというような形になるかと思えます。来るなという、別に熱も出ていな

いし元気であるのに、検疫所も通過しているのに学校来るなどまでは学校でも言いづらいような点もあるのではないかと思いますので、そこは御家庭の御判断だというふうには思いますから、御家庭で適切に判断いただけるようにというような、案内は検討する必要があるかと思いますが、ただあすから連休に入ってしまうので、そのところを今からですと継走としては間に合わないかなというような部分も多少ございます。そのところは、連休明けにそこで児童の、生徒の確認をいたしまして、そしてその子の健康状態を管理いたして、そしてどうするかという対応になるかとは考えられます。今からすぐにじゃ学校へ今から継走の案内を出すというようなことだと連休に入りますので、そこは間に合わないかなと思っておりますので、連休明けに健康状態を把握する際に、そのところは努めて気をかけてやるようにということでちょっと検討したいと思います。

木島委員長 ほかに。はい、どうぞ。

石崎教育長 あしたから連休になりますので、そういう面では学校での接触というのは、この間なくなるという安心材料はあるんですが、今帰国してからの対応、その不安でのお話があったと思います。SARSの部分がありましたので、新型インフルエンザ対策としての計画が国でも東京都でも区でもありますので、今回その計画に基づいて進めているんですが、今松尾委員やその他の御意見などを踏まえて、やはり今回は今こういう状況ですけれども、もっと強いインフルエンザがはやっていくということも将来想定されているわけですので、そこは対策として完成度を高めていくという必要があると思いますので、そこは事務局としても健康部と連携しながら対応していきたいなと思っております。

あと、あしたから連休に入るんですが、連休中も教育委員会の施設でオープンしているところもありますので、図書館などについてどういう対策がしているのか、ちょっと報告も聞きたいなと思います。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育政策課長 図書館につきましては、連休中はオープンしておりますので、そのときにじゃ万が一これが終息するならいいんですが、広がっていくというような可能性があった場合は、今備蓄されているマスクがございまして、それをまず各課に配布いたしまして、緊急体制に備えるという対応を今しております。

また、図書館におきましても、先ほど蔓延してきた場合には、閉館をするような場合があるということも、利用者にチラシを置きましてご案内をしているところでございます。私どもも、先ほど緊急連絡体制で連絡網で連絡をいただくことになっておりますし、教育委員会

の管理職は、万が一の場合は出勤を予想して体制をとっているというような状況になってございます。そういったことで、図書館のほうもそのような体制を今から整えているというところでございます。

木島委員長 これは余分な話ですけれども、町ではマスクがなくなってしまった。ところが、マスクというのはそれ一つあれば内側にガーゼを四つ折りなら四つ折りにして、かえればいいわけですから、1つのマスクで足りるわけですから、もしマスクが買えなくてもパニックにならないで小学校でそれも教育しておいてほしいんです。ガーゼを四つ折りにして内側に張って、それをかえればいいんだ。だから、1つマスクがあれば使えるんだということを、これもやっぱり一つの方法として知らせておいてほしいと思いますがね。

ほかに、なければこういう事態でするので大変だろうと思いますけれども、十分注意をしていただきたいと思います。

報告 1 学校の情報化の推進について

報告 2 確かな学力の育成に関する意識調査の報告について

報告 3 区立幼稚園つどいのへやの開設について

報告 4 第22回西戸山地区中学校統合協議会について

木島委員長 ほかに御質問がなければ、次に報告 1 から報告 4 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いいたします。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 報告 1、学校の情報化の推進につきまして、現在の進捗状況及び今後の予定について御報告申し上げます。

学校の情報化の推進につきましては、昨年度まで教育委員会の事務局内におきまして、組織を横断して P T を設置いたしまして計画をつくってまいりました。ことしの 4 月 1 日に専従の職員 4 名を置きまして、体制を整えて今後計画的に進行していくところでございます。学校情報化の目的につきましては、大きく分けまして 2 つございまして、1 つは教室に I T 機器等を設置いたしまして、わかる授業を推進していくということが 1 つでございます。

もう一つは、教職員のための事務負担を軽減するために、やはり教員に 1 人 1 台のパソコンを配布しまして、校務の負担を軽減していくと。よって、子どもと向き合う時間を確保していくということでございます。

学校の情報化の推進につきましては、3 年計画で進めております。3 年間の大まかな進行状況が、こちらの 2 に書いてありますように、21 年度今年度につきましては、教員用のイン

トラネットのシステムの構築、それから教員に1人1台のパソコンを配布する。それから、校務支援システムの導入、それからホームページが容易にできるような、そういうソフトを入れていくというのが今年度の内容になっております。

来年度、再来年度につきましては、教室回りのほうのわかる授業のほうの整備を図っていくということで、各学校の校内LANの整備を28校と12校に分けて、2ヶ年にわたって進めていくというような予定になっております。

3といたしまして、今年度の大まかな予定でございますが、現在システムの基幹の部分の学校イントラネットの基本環境の構築をする業者を、今月までに選定していくということで進めております。おおむね7月、8月の夏季休業中に、学校のほうの職員室回りのネットワークの回線工事をやってしまいたい。それから、1人1台のパソコンを11月ぐらいから配り始めて、校務支援の仮稼働を来年1月、それから来年度初めから本稼働をさせていきたいと、そのような予定で進めていきたいというふうに思っております。

現場の各学校との連携協力等でございますが、業者選定委員会、今進めております業者の選定委員会に、学校長の代表であるとか、副校長の代表、教務主任の代表等を入れまして、業者の選定をやっていくと。それから、現場の要求・要望を聞くために、各代表に出させていただきまして、ICT化の支援プロジェクトチームをつくって計画を練っていくと。その他の校長会、それから教務主任研修会、もろもろの機会を通じまして、現場に説明をしていくというような体制でやっていきたいというふうに思っております。

簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 報告2でございます。

確かな学力の育成に関する意識調査結果につきまして、御報告申し上げたいと思います。これは、昨年11月28日から12月9日の間に、区立小中特別支援学校におきまして、小学校4年生、6年生、そして中学校2年生、そして調査対象の保護者、各学校の学校評議員、教員を対象に確かな学力の育成の取り組みについて、アンケート調査を行ったものでございます。

3月の当委員会におきましても、この核となる部分でございます区費講師の活用、夏休みの短縮、教員の授業力向上の3項目につきまして、中間報告を申し上げたところでございます。

今回、昨年度まではこのような冊子にまとめまして、最終的な御報告を申し上げたところ

でございますが、今回は本日お手元にお届けしてあります、A3判の裏表のカラーのリーフレット、それといわゆる従来の意識調査報告の冊子と同じようなボリュームのコピーしたものの、それと同じ時期に実施いたしました、確かな学力の育成に関する学校を対象としては実態調査、この3種類をお手元にお届けしたところでございます。

と申しますのは、この間いろいろと御意見いただきまして、この冊子がまさに棒グラフばかりだということで大変見づらいと。これではもう見ないという、多々御意見をちょうだいしたところでございます。そこで、やはりデータはデータとして貴重なものでございますので、従来どおり本教育委員会のホームページ上では、プリンアウトしたものと同じものをアップする予定でございます。ですので、ごらんいただきます。

なお、昨年度は平成18、19年度2カ年の棒グラフを比較したところでございますが、今回3カ年の比較をしますと、まさにもっと棒グラフばかりになって、わけがわからなくなるところでございまして、そこで原則は2カ年、19年と20年の2カ年の比較をし、そして特徴的なものにつきましては、抜粋のところとか分析の中で3カ年の経年比較という形で載せさせていただいたのでございます。

そして、このカラー版でございますけれども、まさに教育委員会としての最大の施策であります3つにつきまして、前回御報告申し上げた後、当委員会でも数値の高かった学校と低かった学校といろいろと違いがあるのではないかと、そのような分析もするよというそのような宿題もいただきましたので、それも踏まえまして分析をした結果、そして今後に向けてという内容をまとめたというものでございます。

二、三御説明申し上げたいと思います。カラーのリーフレットをごらんいただきたいと思いますが、中をお開きいただきまして、区費講師の活用でございます。これにつきましては、昨年度と今年度につきまして、若干数値が落ちていたと思います。64.6%から60.0%まで若干平成19年度と20年度落ちていたところでございますけれども、その理由でございますが、例えばある学校では前年度が100%でしたが、63.2%に落ちた学校がございました。ここでは、前年度は算数の時間、ですから週3時間程度、3時間ないし4時間学級の中に入って指導してくれたと、それが20年度は図工と家庭科に入ってくれたと。そこで、かわり変わったということでその分低くなった。

また、ある学校では84.4%から34.4%に減っております。それは、20年度になりまして、配慮を要する児童に個別についたということで、そのクラスには入っているのですけれども、他の児童にとっては実感が沸かなかったといったようなことが述べられておりました。

また、ある学校では100%から65.0%まで下がっております。これにつきましては、実際に19年度と20年度で、確かな学力推進員の人がかかったということで、同じ理科の指導をしたということではかわってなかったのですけれども、指導力に差があったとって、実際そういうこともあったと思われまます。

一方、急激に上がった極端な話が、前年度が0%、入っていなかったところが100%になったといったところもあります。やはり入ったということ、そしてその学校に聞いてみると、やはり推進員の指導力が高いということ。それと、学校の先生、教員と確かな学力推進員との連携が十分とれていた。そのようなことで、上がったというようなことも述べられておたところでございます。

このようなことから、今後に向けてといたしましては、やはり確かな学力推進員と教員との連携をより一層深めるとともに、推進員の一層の指導力の向上のために研修を積み上げていきたいなと思っているところでございます。

続きまして、その右の夏休みの短縮でございます。

前回もお示しいたしましたけれども、一番高かったのが学校評議員で、約70%弱がよかったと言っているわけでございますけれども、保護者、児童・生徒、そして教員の順番で低くなり、教員が一番低かったところでございます。

では、なぜ低かったのかということで聞き取りをしましたところ、他区と比べると休みが短い。そこから負担感とか、多忙感を感じていたといったような声が結構ございました。また、どうしても連休をとるときに学校に子どもがいないときでないと、やはり教員は休暇をとれないというような実態がございます。そのような中で、夏休みにいろいろ研修等々が入っておりますので、実際には夏休みといえども、有給休暇をとれるという日がやはりどうしても限られてしまうという中で、もっと子どもが来ていない休みのときがふえるならば、もっと休みがとれるといったようなところも述べられていたところでございます。

しかしながら、例えば教務主任に限りますと、6割以上が有効であるというように述べております。また、今年度より御案内のとおり移行措置に入りまして、授業数がふえてございます。そのような中で教務主任以外の教員からも、短縮によって日数をふやしておいてよかったというような声も聞かれておりますので、やはり今後につきましては、新学習指導要領の完全実施における授業時数の確保という観点で十分周知をしたり、あるいは生み出された時間によりまして、年間を見通したゆとりあるカリキュラムを組んでいただくといったようなことで、この数値も上がっていくのではないかとと思われるところでございます。

大変長くなりましたので、このような分析を行ったというところでございます。今回、この資料の最終的な使い道でございますけれども、まず分厚いほうでございますが、先ほど申し上げたようにホームページ上でアップいたします。また、紙ベースでも全校に配りますので、各学校におけますは、今年度の学校評価の参考資料、あるいは教育活動の参考資料として使っていただく予定でございます。

また、こちらのカラー版につきましては、今後1万部を印刷する予定でございます。といいますのは、小中学校に在学している全家庭、そして全先生方、学校評議員、つまり参加してくださった方々にお配りするとともに、またこれもホームページ上で公開したいと思っております。こういった点では、幅広く地域関係者の方々にも現在の学校の様子を知っていただくとともに、より一層開かれた教育というものを展開していきたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

学校運営課長 私の方からは、報告3、区立幼稚園つどいのへやの開設につきまして御報告させていただきます。

区立幼稚園におけるつどいのへやにつきましては、子育て支援機能の充実を目的に、平成20年度に策定いたしました教育ビジョンにおいて、21年度での開設をお示していたところでございますが、このたび開設に至りましたのでお知らせをいたします。

なお、本来であれば開設前、事前に報告させていただくところではございますが、これまで実施内容の整理、それから先月の教育委員会開催日との関係から本日となりましたことを、どうぞ御了承いただきたいと思っております。

まず、実施内容についてでございます。実施する園については、新宿区立西戸山幼稚園、つどいのへやの名称といたしましては「どんぐり」となりました。この名称につきましては、これまで西戸山幼稚園で行っていた未就園児のどんぐりの会からとったものでございます。

次に、開設日でございますが、先週の火曜日4月21日から既に開設をしているものでございます。利用時間と実施曜日についてですが、利用時間は11時30分から16時30分の1日5時間で、火曜から金曜日の週4日の実施となります。

利用対象者につきましては、就学前の乳幼児と保護者で、親子利用が原則となります。

次に、事業の内容でございますが4つございます。1つは、子育て親子の交流の場の提供。次に、子育て等に関する相談。相談につきましては、専用電話を開設しての電話相談と直接面談しての相談、この2種類でございます。それから援助の実施。地域の子育て関連情報の

提供。それから、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施の4つでございます。

なお、利用に関しましては無料でございますが、利用するには事前の登録を必要といたします。また、本事業につきましては、つどいの広場事業のC型と言われるものの基準を満たしますので、都の補助事業として実施するものでございます。

次に、周知の方法でございますが、既に教育委員会のホームページなどにアップしております。それで周知を図っておりますが、5月5日のこどもの日、この日に発行される広報しんじゅくにおきまして、このつどいの広場の周知をさらに図っていくというものでございます。

次に、施設整備でございます。つどいのへやとして利用する多目的室につきましては、今年度夏休みに室内の壁の塗りかえ、それから間仕切りの設置等の内装、その中には給湯設備、あるいはモニター、これは玄関とのやりとりをするモニターの設置など、さらには空調設備の整備工事を実施するものでございます。

最後になりますが、既に開設して1週間が経過しております、この1週間の実績が出ておりますので、あわせて御報告したいと思います。

この1週間で利用した方につきましては延べ20名。登録者数17名、以上のような実績が出ております。

報告のほうは以上です。

教育施設課長 私からは報告4で、第22回西戸山地区中学校統合協議会について御報告いたします。

去る4月17日金曜日に開催いたしました。開催場所と出席者は記載のとおりでございます。

4の開催内容でございます。報告事項が5点ございました。が、新メンバーの紹介及び今までの経緯について御報告しました。

が、新宿西戸山中学校建設工事説明会についてでございます。これは、別紙裏面にございます。裏面をお開けください。新宿西戸山中学校建設工事説明会についてですが、これは4月9日木曜日に開催いたしました。開催場所は記載のとおりでございます。この目的は平成21年5月下旬から本格的な建設工事が開始されるため、工事に先立ち近隣住民の方々に事前説明を行ったということでございます。出席者は記載のとおりでございます。

5で主な質疑でございます。(1)工事時間についての質問がございました。工事時間は、朝8時から夕方6時、また工事関係車両の出入りはこの前後1時間ぐらいとの説明があったが、ここは住宅地でもあり、開始時間をもう少し遅くできないのかということですが、

それに対する答えですが、工期に間に合わせるためには、1日の作業時間をなるべく短縮したくありません。1日30分、60分の短縮でも工期全体になると莫大な時間になるからです。この場では即答しかねるので可能かどうかを再検討の上回答しますと。この場では保留をしましたが、その後の検討によりまして、これにつきましては学童、具体的には西戸山小学校児童ですが、8時から8時30分の間に登校するということから、この時間帯につきましては、工事関係車両を通行させないということにいたしました。

続きまして(2)ですが、祝日作業についてということで、質問が作業休日は年末年始、お盆、日曜日との説明があったが、祝日は作業するのかという質問です。これに対して答えが、基本的には祝日は作業日とすることを考えていますが、作業休日とすることができる日があるかどうかを再検討の上回答します。これも保留しておきましたが、その後検討の結果、日曜日を含めて連休となる祝祭日につきましては、できるだけ連休にできるように配慮するというにいたしました。その他、主な質疑として、(3)工事車両の搬出入ルートについて、それから(4)路上駐車についての質問と答えは記載のとおりでございます。

以上の回答につきましては、当日の参加者及び町会長に報告しております。

また、表に戻っていただきまして、報告事項 です。起工式について、これは5月20日にとり行う予定でございます。

、校歌・校章・統合記念品等検討部会についてということで、これは検討開始をことしの7月下旬からということです。約1年2カ月ぐらいかけて決めていくということでございます。

、今後のスケジュール。建設工事、備品類の購入及び搬入、落成式、引っ越し等について、大まかなスケジュールを説明しました。それで平成23年4月開校ということでございます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について、御質疑のある方はどうぞ。はい、どうぞ松尾委員。

松尾委員 この学校の情報化の推進の目的のところ、校務の情報化により教員の事務負担軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保するということがうたってありますけれども、年齢にもよるかもしれないし、経験にもよるかもしれませんが、教員によっては、IT化によってさらに負担が増すというケースも十分に考えられるかと思うんですけれども、それについてはどのような対策をお考えでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 確かに、要するにパソコン等が苦手な先生方、年輩の先生方を中心にいるやに聞いております。また、我々の行政職のほうも何年か前に、そういう業務がパソコンに切りかわるといようなことを経験したわけなんですけど、正直私も非常に不安はございました。ただ、実際使い始めますと、確かにいろんな面が軽減される、例えば何回も書かなければいけなかったものが、1度入力するだけで済むみたいなものがIT化によって随分推進されますし、また当然もろもろの研修体制をやりながら走るようにはなりますけれども、そういう支援員という形で人間も用意するようことを考えておりますので、先生方の研修もしていきながら慣れていただくようことを考えていきたいというふうに思っております。

木島委員長 よろしいですか。

はい、どうぞ松尾委員。

松尾委員 そういったことに関連しまして、事業実施スケジュールで、4月から5月に学校イントラネット基本環境構築業者選定というふうにありますけれども、業者を選定するに当たって、全体的計画というものを考慮した上で選定する必要があるのか、それとも主として業者の経験とか、規模とか、そういったものを中心として選定し、その後に全体計画を練っていくのか、どういう方針になっているんでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 今回の業者選定というのは、基幹部分でございまして、プロポーザル方式ということで、こういう形で提案しますというのを各業者さんに提案していただくということになっております。その中には、当然ヘルプデスクというんですかね、各学校の先生方のサポートをするようなこういう体制を組んでいきますみたいなものも、一緒に御提案していただくような形になっております。

木島委員長 はい、松尾委員。

松尾委員 それは、実際見てみないとわからない部分もあるかと思えますけれども、教育委員会としては、このようなシステムにしたいという要望でもって業者を選ぶということにはならないということでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 基本的には、計画を練るに当たって現場の意見も聞きながら、また他区の先進事例も参考にしながら、こういったことがやりたいというのは当然計画の中で持っております。

当然、プロポーザルの中でも240項目ぐらいの細かい点について、こういうことはできますか、できませんか、またはやるとすれば現在に対応しないけれども、何日ぐらいで対応できるというような形で細かく点数をつけていくような形になっております。その中で、特に我々が現場の要望も強いし、区としても教育委員会としても重要だなというふうに思う点については、その中でも点数を高く配点するような方法をとって、こんなことをやっていきたいという形に近づくような総合的な計画にしていくというような考えでございます。

松尾委員 そうしますと、第4項目にありますイントラネットシステム構築にかかる業者選定委員会とか、その次の学校ICT化等支援プロジェクトチームというものは、そういった部分についての検討をしていくんだと思いますけれども、業者選定が4月、5月ということで、非常に差し迫っているわけですが、現在の検討の進捗状況についてはどのようになっているのでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 一言で御説明は非常に難しいんですが、校務支援のほうのシステムで大きく言いますと、学校の先生方が忙しいということで、実態として御自分の家庭で御自宅で仕事をされているというような話がございます。どうしても現場から強い要望ということで、それは外せない。自宅で仕事ができるようなことを考えたいんだというようなことがございました。ところが、個人情報等々の問題でどうしても自宅で、そういった仕事をするというのは個人情報を守るという観点からはどうしても無理だということで、今、技術が進んでおりまして、校務の中でも区切って個人情報の部分については学校の中でしかできない。それ以外の、例えば学級便りを書くとか、教材をつくるとか、そういった個人情報に絡まない部分については、学校の先生が御自宅でデータベースにアクセスしてできるようなことをつくっております。ただし、当然セキュリティの問題がございますので、個人情報には触らないといいますが、イメージとしては自分のパソコンが区のデータベースに触るということじゃなくて、切りかえてつなぐともう自分のパソコンでなくなるみたいな、要するに家庭のパソコンには何も残らない、プリントもできないし、何も残らないというようなセキュリティを講じまして、そういったことを考えていくとか、そういう形で何とか御自宅で仕事ができるようなことを考えました。これは一例でございますが、そういった形で現場の要望も聞きながらシステムを構築していきたいというふうに思います。

次長 すみません、業者選定の進捗状況でございますが、プロポーザルでやるということで、業者さんを公募いたしまして、現在公募を締め切った段階でございます。現在応募したいということで6社から手が挙がっている状態でございます。今後5月中に、その業者さんの一

次審査、二次審査という形で選定していくというような状況でございます。

松尾委員 私の質問は、4月、5月に選定するというので、どういうシステムにしていったらいいかという検討と、それから業者選定というものが並行して行われると思うんだけど、5月いっぱいという非常に切迫した状況で、きちんとできるんですかというのが質問なんですけども。

木島委員長 はい、どうぞ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 申しわけありません。こちらに記載しております、（2）の学校ICT化支援プロジェクトチームにつきましては、実は昨年度から立ち上がりまして、随分回を重ねてこんなシステムにしたらいいなというような現場の要望、それから区の立場ももろもろ勘案して、システムの概要については昨年度からもう詰めに詰めてやっております。最終的に、その詰めたものをどのぐらい実現できるのかというのが、この業者選定のほうというような考え方でございます。

松尾委員 よくわかりました。

木島委員長 はい、どうぞ。

白井委員 2点ほどお聞きします。

まず1点目なんですが、学校の情報化という点で、日野市以外に東京都内でこういう取り組みって、どれぐらいの区町村がやっているんでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 教員1人1台のパソコンを配布というのが、整備済みが23区の中で12区です。21年度までに、1人1台のパソコンを配布する予定というのが、我が新宿区を入れて7区。来年度やるというのが1区。それから、未定ということが3区というふうに聞いております。あと、校務支援システムのパソコンを配るだけじゃなくて、セキュリティをつくったシステムを導入しているのが、整備済みが4区、ことし整備するのが我が区を入れて4区、来年度が5区、未定が10区というふうに聞いております。

白井委員 わかりました。

木島委員長 はい、どうぞ。

白井委員 あと、2点目なんですが、今度はシステムの中身なんですが、先ほど自宅で仕事ができるということが現場の要望としてあると。セキュリティとの関係で個人情報にかかわらないようなという例で、学校便りとかというふうな言い方をなさっていたんですけども、これは教育委員会としてそういうシステムを認めるということは、自宅での仕事を労働時間

というような形で考えることになってくるので、その辺の詰めがなくてやっていいのかという問題が1つ。

それから、学校便りというのの中に、個人情報的なものが入らないというような形が言えるかどうかとか、その辺のところは現場の要求ってとてもわかるんですけども、それでいいのかどうか、もう一度御検討したほうがいいんじゃないかしらというふうに思うんですが。

木島委員長 はい、指導課長。

教育指導課長 申しわけございません。手元に正確な資料を持ってきていないのでございませけれども、教員のいわゆる特殊勤務手当4%というものがついていてございまして、その考え方としていわゆる勤務時間を超えて、勤務時間を超えたものが当然発生してくるわけですね。教材をつくるとか、何なりの仕事もございませし、プリントをつくる等々もありますけれども、これはどのようなものとして受けとめるかといったことになってくるかと思えます。今現在とすると、要は24時間は教育公務員であるといった中で、いろんな仕事が発生するけれども、それをすべていわゆる勤務時間外とみなさずに、4%という中で盛り込んでいるのが実態でございませ。通常、私ども行政職の場合は、例えば5時15分になりましたら勤務時間外ということで、それ以降がまさにいわゆる超過勤務手当が発生するわけですが、一切そういうものが発生しない法的なつくりになってございませるので、そこら辺につきましては勤務時間を超えてまで仕事をするをもつて、いわゆるそれを命じるというような扱いにはならないというように受けとめております。

また、2点目につきましては、これは委員御指摘のことはとても重要なことだと思えます。これは、まさに何についてもそうなんでございませけれども、いわゆる教材をつくるに当たりまして、個人情報にかかわるものとかかわらないもの、ここら辺の判断は適切にしていませんと、これは大変危険なことになりますので、これはまさにコンピューターを使うに当たつてのすべてのマナーとして、教職員については研修等々をしていかなければいけない問題であろうというふうに受けとめております。

以上でございませ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 個人情報の絡みの点でございませますが、やはり委員御指摘のように、例えば成績のデータベースに家から見に行けないと、これがシステマ的にも絶対見に行けないわけなんです、そのほかのものをつらつら書くところに、個人情報等を書けば同じ話になつちやいませるので、これはやはりどんな堅牢な建物をこさえても、やっぱり使いようのソフト的なルールの部分をきちんとしないと何の役にも立たないというよ

うなことになるかと思えます。

今回のシステムを導入するに当たって、もうできるだけ使いやすさという点も考慮しながらなんですけれども、がちがちの個人情報を守るというようなシステムでできる部分については、そういったことで構築をするんですが、同時に今回のシステムを導入するに当たって、一緒に情報セキュリティポリシーですか、そういったものの考え方を新たにつくって、このシステムに合った形で研修等もやっていくというようなことも考えてございます。

白井委員 やはり労働時間について、先ほど指導課長のお話しありましたけれども、基本的には教員の負担軽減という意味では、やっぱり自宅で仕事をしないで済むような労働環境をつくってあげることがまず筋だと思うんですね。そういう意味では、今回のIT化に伴って、前々から教育委員会から、木島教育委員長も就任に当たって、教員の事務負担の軽減ということを考えていきたいというふうに昨年度おっしゃったと思うんですけれども、やはり教員の事務負担というのがもうちょっと減らせるような形がないかどうか等も、ITの推進と並行して考えてあげていったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） IT化の推進と同時に、事務の効率化についても中で検討して見直しを図って行って、やらなくてもいい仕事ということはないと思うんですけれども、そのやり方の部分についてシステムを入れると同時に、そのほかの部分についても検討してまいりたいというふうに思っています。

木島委員長 それでは大分長くなるので、ほかに御質問がなければ、次に報告2についてご質問がある方はどうぞ。

はい、どうぞ白井委員。

白井委員 報告2の、見開きの夏休みの短縮の表の分析なんですけれども、まず質問のところの2学期が8月25日から始まることについての設問がどう思うかと、まず設問項目が8月25日から始まることになったことをどう思うかということで、多分これの回答はとてもよいとか、よいとかということを選んでほしいという感覚的な質問というか、ちょっと抽象的な質問ですが、そういうまず質問と答えということによろしいですか。

それを見ると、2学期初めの学校生活についてというところで、児童・生徒が肯定的な意見が大体59.5%ぐらいで、あとの39.2%に当たる人が否定的な回答をしていると。しかし、さっき申しあげました8月25日から始まることについてということになると、余りよくない、全くよくないというような割合が大体61.7%ですかね、というような数字で出ているんです

けれども、この見方というのは、児童・生徒は2学期が8月25日から始まったことは大体学校の生活のペースが取り戻せた、そういうある意味での教育的効果はあるというふうには認識しているけれども、学校に早く行くのは嫌だったなというようなのが、25日から始まることについてどう思うかというような回答の中身というふうな読み方をしてよろしいんでしょうかね。

木島委員長 はい、指導課長。

教育指導課長 今、委員御指摘のようなことがおおむねそのとおりだと思います。左側の設問といたしまして、いわゆる学校生活のペースが早目に取り戻せた、あるいは勉強のペースがつかめるとか、友達と過ごす時間がふえてよいかというようなことで聞いておりますので、そういった観点ではやはり前向きな答えも確かにあったのであります。しかしながら、夏休みを大きくとらえたときに、夏休みが早く終わって、2学期が早く始まるといったことについてどう思うかと言われると、これは子どもたちの意識としては、少しでも長いほうが良いというようにやはり思っているといったことだと思われま。

以上です。

白井委員 それで、次に教師のほうをちょっと分析というか、比べてみると、教員のほうの回答がまず8月25日から始まるということに関して、学校生活のペースを子どもたちが取り戻せたかどうかという質問に関しては71.3%ですかね、否定的な意見、今度黄色と緑のところを足すと、そういう回答になっていまして、2番目の2学期が8月25日から始まることについて、どう思うかという感想的な聞き方に関しては、右側の下の表の黄色と緑を足すと84.2%と。こちらがふえているというのは私もそうですけれども、強制的に仕事場に行きたくないという気持ちはあるので、そこはちょっと理解できるんですね。ただ、今度2学期初めの学校生活について、教育的効果があったかどうかという具体的な設問に関してちょっと否定的な意見が71.3ぐらいあると、これについてはどういうふうにかこれを理解したらよろしいのか、下で出ている教師の場合に休暇がとりにくいことによる多忙感があるということの結果の評価に関しては、右側の下の表の8月25日から始まることについて、余りよくないという点はとてもわかるんですけれども、学校生活のペースが取り戻せたのかどうかとかという具体的な設問項目の教育的効果に関しても、ちょっと否定的な意見が多いので、それについてはどういうふうにか理解したらよろしいでしょうか。

木島委員長 はい、指導課長。

教育指導課長 今回、始まって3年目を迎えております。ことしはもう4年目を迎えるところ

るでございます。まだまだ分析の必要があるかと思いますが、実はいろんな意見がございました。中には、もう3年たちますので特段、いわゆるこれによって効果があるというような意識がもうなくなっているというような意見もございました。

また、違った意見としては若干実は小学校と中学校で違いがございまして、どちらかというところと今まで小学校のほうはあると、中学校のほうはなかったのですが、中学校の教員の中には実は今回授業がふえたことで子どもと過ごす時間がふえた、あるいは子どもの学校生活のペースがすぐ取り戻せたといった点につきましては、実は中学校のほうは上がっているのであります。ただし、小学校のほうは若干下がっているといったような、やはり若干小中でも違いが生まれてきているのは確かでございます。これにつきましては、今現在まだその程度しか言えませんので、もうしばらくどのような意識がこれからも変わっていくのか、これについて分析をしてみたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

木島委員長 ほかに、はい、どうぞ松尾委員。

松尾委員 今のお話で、もう2学期初めの学校生活についてというのの具体的設問が、2学期が8月25日から始まり学校生活のペースがすぐ取り戻せた。これが設問内容でよろしいんでしょうかね。これは、非常に不思議な設問のようにこれだけ見ると思うんですけども、2学期が8月25日から始まる、つまり早く始まることと、学校生活のペースがすぐに取り戻せるということというのは、そんなに深い関係はないように思うんですけども、夏休みも短くなったわけだけども、1週間程度のことで、やはりその長い休み後であるということには、そんなに変わらないようにも思うんですけども、この設問の意図するところがちょっと、つまりこの設問でポジティブな意見があった、ネガティブな意見があったということについて、それをもって何を評価できるんだろうかという素朴な疑問があるんですけども。

木島委員長 はい、指導課長。

教育指導課長 実は、平成19年度、前年度はこういうような項目ではなくて、すべて記述式も設けたところでございます。ただし、記述式もこれはいろんな表現によっては、これは肯定で書いているのか、否定で書いているのかわからないといったようなところもあって、それで明確に数字で出るようにということで、こういうような表現にして、そして数字をとったのですけれども、これまた委員御指摘のような、確かに分析の段階では意見ございました。どのようなことをこの中から読み取ることができるのか、ただしいずれにいたしましても、私どもが狙ったところは、子どもたちにとって夏休みが短くなるということは、どんな意識

を持っているのか、あるいは全く変わらないのか、あるいは学校の先生方の工夫、特段工夫といたしても、年間を通した中での弾力的な年間計画を立てることができるということを考えているわけですので、特段8月25日から8月31日までに、こういうような指導をしなければいけないというようなことを決めているわけではないんですね。ですから、とにかく規律をつけるような何か生活指導をしっかり行ってくださいとか、特別な時間割を組んでくださいということもお願いしているわけではありませんので、そういった点でいくと、もしかしたら通常の授業を行っているといった点でいくと、それほど変化がないのかもしれない。ただし、逆に変化がないということは、私どもの自分たちがやっていることに対するプラス評価を勝手にしているのかもしれないけれども、8月25日になったということも抵抗がなくなってきたというようにも受けとめるのかもしれない。それも含めて、もうしばらく子どもたちの実態を見たいなと思います。

以上でございます。

木島委員長 はい、どうぞ羽原委員。

羽原委員 この設問は余りよくないことは、多分御存じだと思うんで、感想をそれだけ申し上げておきます。それと先生が8割不満だと、8割以上不満だと、僕も恐らく不満の一員になろうかと思うんですね、このアンケートには。ただ、夏休みの使い方は、子どももそうだけれども、先生のほうも全部ちゃんと学校へ出てこなくても、自宅研修とかいろいろあるわけだから、なるべくこれだけの数字というのは重く受けとめて、労働実態というよりもプラス志向で考えると、もうちょっと先生が学校という集団以外の時間をどういうふうに活用できるかという、遊ぶ人もいるけれども、ちゃんとしている人もいるから、もうちょっと夏休みぐらいの先生の行動は、自由にするぐらいのゆとりがあったほうが僕はいいと思います。

それから、先ほどのパソコンの問題だけれども、僕はむしろ自宅でがさつな職員室でパソコンいじるよりも、自宅でやりたい、授業の資料なんか家で作ったほうがいいという人も当然いらっしゃるわけだから、僕は個人情報の件で言えば、ガードを固めてあとはなるべくどちらでもできるという先生のお好みで対応できるようにしたほうがいい。労働時間の4%に含めるか、おれは10%働いているという人もいるかもしれないが、それはその問題として収入の面は別として、時間の使い方の管理で言えば、どちらでも自在にできるというほうがいい、なるべく先生を拘束して画一的なことをやらせようという発想ではなくて、先生の個性をもうちょっと尊重できるような教育現場のほうが、僕はいいと思うので個人的考えを申し上げます。

木島委員長 はい、どうぞ松尾委員。

松尾委員 今ので気づいたんですけれども、自宅で仕事をする場合には、先ほどお話があったのは、それは区で支給する1人1台のパソコンを自宅に持って帰るという意味ですか、そうではない。

木島委員長 はい、どうぞ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 御自宅の御自分のパソコンでと、支給するパソコンはあくまでも学校の中から持ち出せない。そういうことでございます。

松尾委員 そうしますと、先ほどのお話は学校内のイントラネットシステムの仕組みのお話をなさっていたという理解でよろしいですか。

個人情報へのアクセスの話と、それから教材の作成についての技術的な問題点について、先ほどお話しなさっていたと思いますが、それはイントラネットの仕組みについてのお話であると理解してよろしいんですか。

木島委員長 はい、どうぞ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 学校のイントラネットのシステムに教材の部分については、自宅の御自分のパソコンでアクセスできると。インターネットを経由してということ。

松尾委員 インターネットを経由して、教材に関する情報が学校内に置いてあって、それにアクセスするということですか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） データ自体は、データセンターという堅牢な一カ所、各学校のデータを集めて地震が来ても大丈夫みたいな、そういう堅牢なデータセンターというところにデータを置きます。そこに各学校からアクセスするような形なんですけど、その中の一部、個人情報のない部分について、自宅からアクセスできるというようなイメージでございます。

木島委員長 はい。

松尾委員 そうすると、新宿区のデータセンターというか、大きなサーバーを一個建てておいて、そこに学校からだ個人情報も含めてアクセスできるけれども、自宅からだそれ以外の蓄積されている情報にアクセスできるようにするということですか。

木島委員長 よろしいですか。

確かに、教員の自由というもの、その性格によったり、その人のものによっても自宅のほうがちつと落ちていくということもあるんだろうと思うんですけれども、そこが法律というものの解

釈という厄介なものがあるんで、自宅でやっているということが校務なのかどうかというような問題が混ざってしまうというそこいら辺が絡まってきてしまうので、そこら辺もある程度検討しておいてくださいという、白井委員の御指摘だろうと思います。なかなか難しいところですけども、よろしく願いいたします。

松尾委員 すみません、そうしますと、各学校にある個人情報その他を十分なセキュリティに配慮しつつではあるけれども、校外に持ち出してデータサーバーに置くということですか。副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 堅牢なデータセンターというものを、学校の外につくりまして、そこに置くというようなことでございます。

松尾委員 それは物すごく大きな変更ではないですか。

木島委員長 はい、どうぞ。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 学校の外ということではございますが、言い方を変えれば、物すごい堅牢なセキュリティに守られるということですので、ある意味で言えば、学校にあるよりも安全というような形でそういった方式を採用したものだということでございます。

木島委員長 はい、熊谷委員。

熊谷委員 つなげてちょっと考えてみたいんですけども、学校情報化の推進ということは、報告1のところの概要を見ると、3つあるわけですね。わかる授業の実現を図る。果たして、情報化したことによって、わかりやすい授業になったのか、それから教員の事務負担の軽減を図る。そして、最後に子どもと向き合う時間を確保すると、こういうことになっているわけですから、この点から評価しないと意味がない。

それから、個人情報については教育委員会とか学校だけの問題じゃなくて、もう新宿区なり、あるいは国のレベルでいろいろ今整備をしているわけですから、やはりそこにある程度個人情報については十分な検討を協議しながらやるとか、そして特に教育委員会なり学校で児童・生徒に関して、あるいは保護者に関して何か特別必要なことがあれば、それについての部分だけ検討すればいいかなというふうに思います。

そして、今のアンケート、夏休みの短縮ですが、これは何で短縮したかということ、授業時間を充実させるという大命題があって、それを数年にわたってこの教育委員会でも過去議論をして、そして皆さんの合意のもとで夏休みの短縮ということを図ったわけですから、これについてはその点をまたそこにもし教員の方が不満があるのであれば、それは多少問題があるかなと。つまり、そういうことが不満が出ないような形で情報化が進んでいるはずでない

と、つまり事務がちゃんと軽減できて、それからわかりやすい授業とか効率的な授業もできて、結果的に教員の人も時間的なゆとりができたので、そういう意味からいうと、25日の5日間、そういう新しい取り組みをしても全体としては満足がいくと、あるいはそれでなお何か問題があればというような議論をしていただかないと、何かまた元へ戻ってくる議論を続けていて、非常に私はそういう意味では非生産的な議論かなというふうに思いました。感想だけです。

木島委員長 私もそう思います。

ここら辺で打ち切らせていただきます。

次に、報告3について御質疑のある方はどうぞ。はい、どうぞ。

松尾委員 余り生産的なことではないかと思えますけれども、書類が非常にわかりにくくて、これはつどいのへやというのは、これは事業名称なんですよ、よく読むと、そうなんですか。だから、最初の区立幼稚園つどいのへやというんで、一つの事業名称で、それでこの実施内容の名称がつどいのへやどんぐりというのになって、それでその中で交流の場の提供という事業内容の があって、それはその事業内容の一部分で、その施設整備が3にあるということになっていきますよね。非常にわかりにくいので、少し工夫をして何を言っているのかわかるようにしていただきたいなと思うんですけども。

木島委員長 はい、どうぞ。

学校運営課長 資料のほうが大変わかりづらいということで、区民の方にお知らせをする際にはその辺のところを十分考慮いたしまして、わかりやすい説明、資料等にするように努力してまいりたいと思います。

木島委員長 はい、どうぞ羽原委員。

羽原委員 園児ではないんですね、これね。就学前の乳幼児というのは、園児たる資格のない年齢までということでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

学校運営課長 就学前の乳幼児の定義ですが、幼稚園におきましては3歳からの入園というのが、あるいは4歳からという2つの園で構成されておりますが、一般につどいの部屋を利用されるお子様につきましては、0歳、1歳、2歳、それから3歳のお子さんも、実際には4歳、5歳児園というのも新宿区内には幼稚園では多くございますので、そういったあたりの年齢が利用としては一番多いのかなということで考えておりますが、名称から言えば、就学前でございますので、学校に入学する前のお子さんであれば利用は可能ということでござ

います。

木島委員長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

羽原委員 この間、区長の議会答弁だと、待機児童が多いという公約が果たせないということ認めて、直接これではないんですが、幼稚園と保育所の関係で、やっぱり保育園が十分対応できないということであるけれども、児童館的なものあるいは幼保一元化というようなことからすると、できるだけこういうゼロ歳児以降の幼稚園未満の子どもたちに対する対応、これはこういう運用をもっと広げることができる余地はないのかなと、これは幾分前向きですけれどもね。もっと前向きと、例えばもうちょっと夜夕方までとか、時間を延ばすとか、つまり主婦にとってはこういうのは非常にいいけれども、共働きの家庭ではもうちょっと遅くまでやってもらわないと保育園的な機能は確保できないと。何かもうちょっと、これ以上無理は言えないことはよくわかってあえて言っているんですけども、トータルで言うと、教育委員会のほうと区の行政のほうはもうちょっとリンクする形で待機児童をできるだけ減らす工夫、教条的でなく運用的にもできないかなと難しいのを承知でちょっと注文をしたい。

木島委員長 はい、どうぞ。

学校運営課長 つどいの部屋につきましては、利用は親子での利用ということでございますので、お子様だけをお預かりするといったことではないところから、待機児童解消に直接結びつくというものではないかと思われまます。委員御指摘のところにつきましては、例えば幼稚園における預かり保育などを充実することによって、保育園で利用ではなく、幼稚園での受け皿がというような御指摘かと思いますが、現在待機児童が発生している年齢におきましては、やはり一番多いところだと0歳、1歳、2歳ぐらいまでといった年齢層でございますので、幼稚園が対象としています3歳、4歳、5歳につきましては、どちらかという、待機児童の発生は極端に少ないといった場がございますので、あとはそうなりますと0歳、1歳、2歳の受け皿が幼稚園においてできないのかといった検討になるのかなと思います。ただ、現時点におきましては、教育施設において余力があるのか活用できるものがあるのか、またそういったものが同居できるような対応がとっていけるのか、どちらにしましても子ども家庭部のほうと連携をしまして、そういった行政課題に対してどのように連携を図って対処していけるのか、こういった方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

木島委員長 これは非常にいいことだと思うんですが、つどいのへやの相談を受けるほうのスタッフはどういうような方が当たるんですか。

学校運営課長 専任の職員を配置しているわけですが、どういった職員がという問いでございます。実は、つどいのへやの専任の職員は2名配置しております。2名とも、この3月末をもって幼稚園を退職された、大変ベテランの幼稚園教諭2名を再任用という形で雇用して、こちらのつどいのへやの専任職員として配置しているところでございます。

木島委員長 育児相談というのが主な問題だろうと思うんですけども、子どものうちから精神的なものとか、そういうもののことで異常行動をとる子というのはあるわけですけども、そういう相談なんかを受けたときに、その相談員で間に合うものですか。

学校運営課長 その点につきましては、事業内容の の相談の後の援助の実施というのが書かれておりますが、この援助というのは、実際には他の関係機関へ結びつけるといったようなこと、また専任の職員につきましては他の機関との連携を図りながら、その親子、お子様や保護者にとって適切に対応ができるような、そういった橋渡しをしていくといったこともこの中に含まれておりますので、そのように対応していきたいと思っております。

木島委員長 せっかく支援事業というのも始まったわけですから、そこら辺とのネットワークも十分やっていただきたいと思えますね。

子育てということに関しては、やはり若い親にとっては不安材料の多いところですから、大いに充実させてやっていただきたいと思えます。

ほかに、ないようでしたら、次に報告4について御質疑のある方はどうぞ。

これも当然、工事は周りの地域の人々にとっては、車とかそういう点が子どもの事故につながるということを心配するということが大きいと思っておりますので、その点事業所のほうには十分注意を徹底していただきたいと思えますけれども、何かこの件に関してありますでしょうか。はい、どうぞ。

教育施設課長 今、委員長から御指摘ありましたように、まさしくそこが教育委員会としてもとても大事なところだと思っております。地域の方たちもかなりその辺で御理解がありまして、特に学童に対しての安全ということはきちんとしてくださいと。工事説明会のときには、いわゆる施工業者が来ているわけですけども、そこに対してもそういう御意見を言っておりました。それから、当然学校の側からも同様な意見が強く出ておりました。当然教育委員会としても同様な意見を出しまして、そこを最重点で配慮してほしいと、重ねて申し上げたところでございます。

木島委員長 ほかに、よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告6、その他となっておりますけれども、事務局

から報告事項がありますでしょうか。

次長 報告事項は、以上ですべてでございます。

木島委員長 報告事項は以上で終了いたします。

## 閉 会

木島委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3時45分閉会